

乙第 11 号証

○東京都板橋区契約事務規則

昭和53年 4 月 1 日 東京都板橋区規則第21号

改正

- 昭和54年10月 1 日規則第35号
- 昭和55年 3 月29日規則第21号
- 昭和56年 3 月25日規則第15号
- 昭和57年 3 月31日規則第20号
- 昭和57年10月 1 日規則第36号
- 昭和58年 3 月31日規則第12号
- 昭和58年 6 月30日規則第28号
- 昭和59年 4 月13日規則第22号
- 昭和59年10月15日規則第43号
- 昭和60年 3 月30日規則第14号
- 昭和61年 5 月31日規則第33号
- 昭和61年 9 月11日規則第58号
- 昭和62年 3 月31日規則第19号
- 昭和63年 3 月31日規則第22号
- 平成元年 3 月31日規則第20号
- 平成元年12月26日規則第59号
- 平成 2 年 3 月17日規則第 3 号
- 平成 3 年 3 月22日規則第 9 号
- 平成 5 年 3 月16日規則第12号
- 平成 6 年 4 月12日規則第45号
- 平成 6 年12月12日規則第91号
- 平成 7 年 3 月31日規則第29号
- 平成 8 年 3 月28日規則第20号
- 平成 9 年 3 月28日規則第16号
- 平成11年 3 月25日規則第14号
- 平成12年 3 月24日規則第17号
- 平成13年 3 月26日規則第24号
- 平成15年 3 月13日規則第17号
- 平成16年 1 月20日規則第 1 号
- 平成16年 3 月26日規則第17号
- 平成17年 3 月 7 日規則第 7 号
- 平成18年 3 月31日規則第26号
- 平成19年 3 月30日規則第24号
- 平成19年 4 月18日規則第37号
- 平成20年 3 月21日規則第16号
- 平成20年11月28日規則第78号
- 平成21年 7 月15日規則第52号
- 平成22年 3 月 5 日規則第 7 号
- 平成22年 3 月31日規則第20号
- 平成23年 3 月 3 日規則第 8 号
- 平成24年 3 月 6 日 東京都板橋区規則第16号
- 平成24年 3 月30日 東京都板橋区規則第24号
- 平成25年 2 月15日 東京都板橋区規則第 5 号
- 平成25年 3 月29日 東京都板橋区規則第36号
- 平成25年 8 月29日 東京都板橋区規則第64号
- 平成25年10月 2 日 東京都板橋区規則第68号
- 平成26年 2 月 7 日 東京都板橋区規則第 1 号
- 平成27年 3 月31日 東京都板橋区規則第21号

東京都板橋区契約事務規則

東京都板橋区契約事務規則（昭和39年板橋区規則第 5 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 5 条—第27条）
- 第 3 章 指名競争入札（第28条—第33条）
- 第 4 章 随意契約（第34条—第35条）
- 第 5 章 せり売り（第36条）
- 第 6 章 契約の締結（第37条—第41条）
- 第 7 章 契約の履行（第42条—第45条）
- 第 8 章 監督及び検査（第46条—第58条）
- 第 9 章 経理（第59条—第65条）
- 第10章 補則（第66条—第69条）

付則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 東京都板橋区（以下「区」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務に関しては、別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

- (1) 課 東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）第7条の規定により置かれた部の課（環境戦略担当課長を含む。）、東京都板橋区会計管理者の権限に属する事務を処理する組織等に関する規則（昭和40年板橋区規則第2号）第2条に規定する会計管理室、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則（昭和43年板橋区教育委員会規則第1号）第2条の規定により置かれた課（学校地域連携担当課長を含む。）及び室、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局並びに区議会事務局をいう。
- (2) 課長 前号に規定する課の長（区議会事務局にあつては次長）をいう。
- (3) 所 保健所、支所、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、子ども家庭支援センター、清掃事務所、地域センター、教育支援センター、中央図書館及び学校（東京都板橋区立学校設置条例（昭和30年板橋区条例第9号）に規定する学校に限る。）をいう。
- (4) 所長 前号に規定する所の長（保健所にあつては各課長）をいう。
- (5) 電子調達システム インターネット等を利用して区が行う入札に参加する者の資格の審査並びに入札及び随意契約に関する事務を電子計算組織によつて処理する情報処理システムをいう。
- (6) 電子調達案件 総務部長が別に定めるところにより、電子調達システムにより処理することとされた契約案件をいう。
一部改正〔昭和54年規則35号・55年21号・56年15号・57年20号・58年12号・28号・60年14号・61年33号・58号・62年19号・63年22号・平成3年9号・5年12号・7年29号・8年20号・9年16号・12年17号・13年24号・15年17号・16年17号・17年7号・18年26号・19年24号・20年16号・22年20号・24年24号・25年36号・27年21号〕

（契約事務の総括）

- 第3条 総務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、契約に関する事務の処理の制度を整え、契約に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をしなければならない。
- 2 総務部長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長又は所長に対し、その所掌事務に係る契約に関する事務の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずることを求めることができる。

（資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任）

- 第4条 東京都板橋区会計事務規則（昭和39年板橋区規則第3号）第82条第1項又は第2項の規定により資金前渡を受けた者に対しては、その交付を受けた資金の範囲内において処理する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任する。ただし、資金前渡を受けた者が区の職員以外の者であるときは、この限りでない。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札の参加者の資格の審査等）

- 第5条 区長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し、審査の結果を知らせるものとする。
- 2 区長が令第167条の5の2の規定により、前項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定める場合の基準は、別に定める。
- 3 予定価格が3,000万円以上の工事の請負並びに予定価格が1,000万円以上の設計、測量及び地質調査の委託の契約を一般競争入札により締結しようとするときは、別に定める東京都板橋区競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）による資格の審査を経なければならない。

一部改正〔平成6年規則45号・17年7号〕

（有資格者名簿）

- 第6条 総務部長は、前条第1項の規定により区長が一般競争入札に参加する資格を有すると認めた者の名簿（当該名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。

一部改正〔平成17年規則7号〕

（一般競争入札の参加者の資格等の公示）

- 第7条 令第167条の5第2項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を公示するときは、第5条第1項に規定するもののほか、申請の時期、方法その他資格の審査について必要な事項をあわせて公示するものとする。
- 2 前項の公示は、東京都板橋区役所構内掲示場への掲示のほか、区広報、新聞紙への掲載、インターネットの利用その他の適宜の方法により行うものとする。

一部改正〔平成17年規則7号〕

（入札の公告）

- 第8条 区長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、その入札期日（電子調達案件にあつては、入札期間の末日をいう。）の前日から起算して少なくとも10日前に、前条第2項に規定する方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その期間を5日までに短縮することができる。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 電子調達案件である旨（電子調達案件の場合に限る。）
- (5) 入札の日時及び場所（電子調達案件にあつては、入札期間）
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 前各号のほか、競争入札について必要な事項

一部改正〔平成17年規則7号〕

（入札保証金）

第9条 区長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、令第167条の5第1項の規定により区長が定める資格を有する者で、過去2年の間に区若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行しており、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札保証金に代わる担保）

第10条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債
- (2) 東京都債
- (3) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）
- (4) 削除
- (5) 地方債（東京都債を除く。以下同じ。）
- (6) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (7) 区長が確実と認める社債
- (8) 区長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (9) 銀行又は区長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (10) 銀行又は区長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (11) 銀行又は区長が確実と認める金融機関の保証
- (12) 前払保証事業会社の保証

2 区長は、国債、東京都債、金融債、地方債又は区長が確実と認める社債を入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該債券が国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された東京都債、金融債、地方債又は区長が確実と認める社債であるときは、当該債券を質権の目的としたことにつき、登録機関に登録させ、その登録済通知書又は登録済証の提出により債券の提供に代えさせることができる。

3 区長は、金融債、地方債又は区長が確実と認める社債を入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該債券が記名債券であるときは、当該債券を質権の目的としたことにつき、社債原簿に記載させ、又は記録させるものとする。

4 区長は、第1項第10号に規定する定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る債務者である銀行又は区長が確実と認める金融機関の承認を証する確定日付のある書面を提出させるものとする。

5 区長は、第1項第11号に規定する銀行又は区長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした銀行又は区長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結するものとする。

一部改正〔昭和60年規則14号・62年19号・平成9年16号・15年17号・17年7号〕

（入札保証保険証券の提出）

第11条 区長は、一般競争入札に参加しようとする者が区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより、第9条ただし書の規定により入札保証金を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させるものとする。

（担保の価値）

第12条 第10条第1項各号に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、東京都債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 金融債及び区長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は区長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行又は区長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (5) 銀行又は区長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (6) 銀行又は区長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額

一部改正〔昭和62年規則19号〕

(予定価格の作成)

第13条 区長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置くものとする。ただし、総務部長が別に指定する契約については、当該入札を行う前にその予定価格を公表することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、電子調達案件にあつては、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置くことに代えて、予定価格を電子調達システムに登録するものとする。

一部改正〔平成15年規則17号・17年7号〕

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第15条 区長は、必要があるときは、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

一部改正〔平成16年規則1号〕

第16条 区長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査するものとする。

一部改正〔平成16年規則1号〕

第17条 区長は、前条の調査の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、令第167条の10第1項の規定によりその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としたときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもつて申込みをした者で落札者とならなかつた者に必要な通知をするとともに、その他の者に対しては、適宜の方法により落札の決定があつた旨を知らせるものとする。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第18条 前条の規定は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認め、令第167条の10第1項の規定によりその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合について準用する。

一部改正〔平成16年規則1号〕

(最低制限価格の決定方法)

第19条 区長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認め、令第167条の10第2項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けようとするときは、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において、当該工事又は製造その他についての予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造その他についての請負ごとに適正に定めるものとする。

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第13条第1項本文に規定する書面に当該最低制限価格を併せて記載するものとし、その取扱いに関しては、同項本文に定めるところに従うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、電子調達案件にあつては、最低制限価格を併せて記載することに代えて、最低制限価格を電子調達システムに登録するものとする。

一部改正〔平成16年規則1号・17年7号・26年1号〕

(入札の無効)

第20条 区長は、一般競争入札に付した場合において、申込者の入札が次の各号の一に該当するときは、当該入札を無効とするものとする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を認めた場合において、その送付された入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの

(4) 入札書(電子調達案件にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条及び第24条において同じ。)の記載事項又は記録事項が不明なもの

(5) 入札書に記名又は押印のないもの(電子調達案件にあつては、入札書に総務部長

が別に定める記名又は押印に相当する電磁的記録の記録がないもの)

- (6) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの
- (7) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

一部改正〔平成17年規則7号〕

(入札無効理由の開示)

第21条 区長は、入札を無効とする場合においては、開札に立ち会った入札者に対し、その面前で理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子調達案件において入札を無効とする場合は、入札者に対し、当該入札が無効である旨及び無効である理由を知らせるものとする。

一部改正〔平成17年規則7号〕

(再度入札の入札保証金)

第22条 令第167条の8第3項の規定により再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもつて再度の入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

(入札結果の通知)

第23条 区長は、開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及びその金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせるものとする。この場合において、落札者となつた者が開札に立ち会わなかつたときは、その者に落札者となつた旨を通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子調達案件において開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及びその金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に知らせるものとする。

一部改正〔平成17年規則7号〕

(入札経過調書の作成)

第24条 区長は、開札した場合においては、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存するものとする。

一部改正〔平成15年規則17号〕

(入札保証金等の返還)

第25条 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供された担保(以下「入札保証金等」という。)は、落札者に対しては契約保証金の納付後(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後)、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還するものとする。ただし、物件の売払いに係る入札保証金等のうち、落札者が納付又は提供したものについては、第40条第1項に規定する契約保証金又は売払代金に充当することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところにより落札者に対し入札保証金を返還するものとする。

(1) 第40条第1項ただし書の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合 契約の確定後

(2) 第38条の規定により契約書の作成を省略し、かつ、第40条第1項ただし書の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合 第39条の規定による請書等の徴取後

- 3 前2項のほか、入札に付した場合において落札者がいないときは、速やかに入札保証金等を返還するものとする。

一部改正〔平成26年規則1号〕

(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さないものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第27条 区長は、一般競争入札に付した場合において、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合で、更に入札に付そうとするときは、法令に特別の定めがある場合を除くほか、第8条に規定する公告の期間を5日までに短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格の審査等)

第28条 第5条(第2項を除く。)から第7条までの規定は、令第167条の11第2項の規定により区長が指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合に準用する。

- 2 前項の場合において、令第167条の11第2項の規定により区長が定めた資格が第5条第1項の資格と同一であること等により、前項において準用する第5条第1項及び第6条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行わず、第5条第1項及び第6条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつてこれに代えるものとする。

一部改正〔平成6年規則45号・17年7号〕

(指名基準)

第29条 区長が令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有する者のうちから指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合の基準は、別に定める。

一部改正〔平成6年規則45号・17年7号〕

(競争参加者の指名)

第30条 区長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者をなるべく4人以上指名するものとする。

- 2 前項の場合においては、第8条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

一部改正〔平成17年規則7号〕

第31条 削除

削除〔平成17年規則7号〕

(入札保証金)

第32条 区長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争に参加しようとする者をして、その者を見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 指名競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札に参加しようとする者が、令第167条の11第2項の規定により区長が定めた資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第33条 第10条から第26条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約の要件)

第34条 令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、契約の種類に応じ別表のとおりとする。

追加〔昭和57年規則36号〕

(予定価格の決定)

第34条の2 区長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

一部改正〔昭和57年規則36号〕

(特定の随意契約に係る手続)

第34条の3 区長は、令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しようとするときは、第1号に掲げる事項を公表し、当該随意契約を締結したときは、第2号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約内容、相手方の決定方法、選定基準、申込方法その他必要な事項
- (2) 契約の締結状況その他必要な事項

追加〔平成25年規則68号〕

(見積書の徴取)

第35条 区長は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子調達案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴するものとする。ただし、法令により価格の定められている物件を買入れるとき、その他その必要がないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成17年規則7号〕

第5章 せり売り

(せり売りの手続)

第36条 第5条から第14条まで及び第25条から第27条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第37条 区長は、一般競争入札、指名競争入札若しくはせり売りにより落札者若しくは競落者が決定したとき、又は随意契約の相手方が決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、その記載を要しないものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延損害金、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕（か）疵（し）担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 区長は、前項の契約書を作成する場合において、当該契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、更にその者から契約書の案の返付を受けてこれに記名押印するものとする。

3 前項の場合において、記名押印が完了したときは当該契約書の1通を当該契約の相手方に送付するものとする。

(契約書の作成を省略できる場合)

第38条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の種類に応じ契約金額が別表の範囲内のものをするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引きとるとき。
- (4) 第1号及び前号に該当するもののほか、随意契約による場合において、区長がそ

の必要がないと認めるとき。

一部改正〔平成6年規則91号〕

(請書等の徴取)

第39条 区長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、別に指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第40条 区長は、区と契約を締結する者をして、契約金額(単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。

(4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 令第167条の5第1項の規定により区長が定めた資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 前項の規定により納めさせた契約保証金のうち物件の売払いに係るものについては、売払代金に充当することができるものとする。

一部改正〔平成9年規則16号・26年1号〕

(契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用)

第41条 第10条から第12条まで及び第26条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第11条中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、「第9条ただし書」とあるのは「第40条第1項ただし書」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成26年規則1号〕

第7章 契約の履行

(売払代金の納付時期)

第42条 財産(公有財産を除く。以下本条及び次条において同じ。)の売払代金は、その引渡しの時までに完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第43条 財産の貸付料は、前納させなければならない。ただし、その貸付期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期に前納させることができる。

(前金払)

第44条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第1項に規定する公共工事については、当該公共工事に係る契約の相手方に対して、契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については4割)を超えない範囲内で、2億円を限度として、令附則第7条の規定による前金払をすることができる。

2 前金払をした後、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至つたときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。

3 前払金の支払を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に支払つた前払金を返還させるものとする。

(1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。

(2) 区との間の工事請負契約が解除されるとき。

(3) 前払金を当該前払金に係る公共工事に必要な経費以外の経費の支払に充てたとき。

一部改正〔昭和59年規則22号・59年43号・平成7年29号・19年37号〕

(中間前金払)

第44条の2 前条第1項の規定により前金払をした土木工事、建築工事及び設備工事については、当該工事に係る契約の相手方に対して、契約金額の2割を超えない範囲内で、1億円を限度として、令附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定により、既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。

2 中間前金払をした後における中間前払金の追加払及び返還については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

追加〔平成20年規則78号〕

(部分払)

第45条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 第44条の規定により前金払をした工事について、前項の規定により部分払をするときは、同項の規定により支払うべき金額から、前払金の額に契約金額に対する既済部分の代価の割合を乗じて得た額を控除して支払うものとする。

一部改正〔平成20年規則78号〕

第8章 監督及び検査

(監督員の指定)

第46条 区長は、工事、製造その他についての請負契約(以下本章において「請負契約」という。)の適正な履行を確保するために必要な監督を行う職員(以下「監督員」とい

う。)をあらかじめ指定しておくものとする。

(検査員の任命)

第47条 区長は、請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認のために必要な検査を行う職員(以下「検査員」という。)をあらかじめ任命しておくものとする。

(監督員と検査員の職務の兼職禁止)

第48条 監督員と検査員の職務は、特別の必要がある場合を除き、兼ねることができない。(監督又は検査を円滑に実施するための約定)

第49条 区長は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、必要があるときは、当該契約の相手方をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定するものとする。

(監督員の一般的職務)

第50条 監督員は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認の手続をとらなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理その他の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督員の職務の特例)

第51条 区長は、第48条の規定にかかわらず、特に必要があるときは、第54条第1項及び第3項に規定する検査員の職務のうち、修繕に関する工事で当該工事の施行後直ちに行わなければならない給付の完了の確認が著しく困難な検査及び請負契約について相手方がその給付を行うために使用する材料に係る検査を監督員に行わせることができる。

(監督員の報告)

第52条 監督員は、区長に対し、監督の実施状況について随時必要な報告をしなければならない。

(検査の一部省略)

第53条 区長は、物品の買入れで、その単価が10万円に満たないものをする場合において、その給付の完了後相当の期間内に当該物品につき、破壊、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されたと認められるときは、検査の一部を省略することができる。ただし、数量に関する検査については、この限りでない。

(検査員の一般的職務)

第54条 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事又は製造の既済部分の確認を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う物件の既納部分の確認を含む。)につき、契約書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 検査員は、前2項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 前3項の場合において必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

(検査調書の作成等)

第55条 検査員は、前条第1項又は第2項の検査を完了した場合においては、次条に定める場合を除くほか、検査調書を作成し、その結果を区長に報告しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の作成を省略することができる場合)

第56条 請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であつて、契約金額(単価による契約にあつては契約金額に給付を受けた1回の数量を乗じて得た額とする。)が30万円未満の契約に係る検査調書の作成は、これを省略することができる。ただし、検査を行つた結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により検査調書の作成を省略する場合は、検査員は、検査が完了した旨を納品書その他の書面に表示しなければならない。

(区長が別に指定する契約に係る検査等)

第57条 第54条の規定にかかわらず、区長が別に指定する契約については、当該契約に係る事務・事業を主管する課長又は所長から指定された課又は所所属職員が、当該契約についての給付の完了の確認のために必要な検査を行わなければならない。

2 前項の規定により課長又は所長から指定された課又は所所属職員は、検査を完了した場合においては、速やかにその結果を区長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和57年規則20号〕

(監督及び検査の実施細目)

第58条 監督及び検査の実施についての細目は、別に定める。

第9章 経理

(契約締結の請求)

第59条 課長又は所長は、その所管に属する事務・事業の執行に関し、売買、貸借、請負

その他の契約を締結する必要がある場合において、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）その他の規程による決裁又は専決が終了したときは、第65条の規定により課又は所において処理するものを除き、契約締結請求書により当該契約の締結を総務部長に請求しなければならない。

一部改正〔平成15年規則17号〕

（契約締結請求の必要書類）

第60条 課長又は所長は、前条の規定により総務部長に契約の締結を請求する場合は、その事務処理に必要な期間を考慮して、当該契約を履行させるために通常必要な期間を付するとともに、仕様書、図面その他契約の締結に必要な書類を添付し、当該契約の履行につき疑義のないようにしなければならない。

（指定理由）

第61条 課長又は所長は、物品の買入れについて、第59条の規定により総務部長に契約の締結を請求する場合において、事務・事業の必要によりその種類等を指定するときは、書面によりその理由を明らかにしなければならない。この場合において、その理由が明白なものであるときは、契約締結請求書の余白にあわせて記載することができる。

（契約締結の手続）

第62条 総務部長は、第59条の規定による契約の締結の請求を受けた工事又は製造の請負、物件の買入れその他について、速やかに契約締結の手続をとらなければならない。

（契約締結の通知）

第63条 総務部長は、前条の契約について締結したときは、契約締結通知書により当該契約の締結を請求した課長又は所長に通知しなければならない。

一部改正〔平成15年規則17号〕

（契約不調の場合の措置）

第64条 総務部長は、第62条の契約について締結するに至らなかったときは、その経過及び理由を付して、速やかに当該契約の締結を請求した課長又は所長にその旨を通知するとともに、関係書類を返付しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた課長又は所長は、設計内容の変更又は仕様内容の変更その他必要な手続を経て、新たな契約の締結の請求その他必要な措置をしなければならない。

（課又は所において処理する契約事務の範囲）

第65条 課又は所の所管に属する事務・事業に係る契約のうち、次の各号に掲げる契約に関する事務は、当該課又は所において処理するものとする。

(1) 契約の相手方が次のいずれかである契約

ア 国、地方公共団体その他公共団体

イ 町会、自治会、医師会その他公共的団体（委託契約に限る。）

(2) 契約の内容が次の一に該当する契約

ア 飲食物、動物、生花の買入れ

イ 美術品及び歴史・文化・民俗又は生活資料の買入れ

ウ 官報、新聞、法令集追録等の買入れ

エ 不動産の借入れ

オ 電気、ガス又は水の供給及び公衆電気通信の役務並びに放送の受信

カ 損害保険

キ 都区又は各区が共同で調達する印刷物

ク 広告の掲示（駅又は車内）及び新聞折り込み

ケ 官報又は公報への掲載の委託

コ 筆耕、芸能、研修及び不動産鑑定等の委託（競争性のある研修の委託契約を除く。）

カ 児童、心身障がい者、知的障がい者、高齢者等に係る福祉事業の業務の委託

シ 保健指導、相談事業等の業務の委託

(3) 1件の予定価格の総額が30万円未満で契約の内容が次の一に該当する契約（債務負担行為に係る契約を除く。）

ア 物品の買入れ及び物品の修繕

イ 物件の借上げ（1年間にわたり継続的に給付を受けることを目的とする契約（以下「継続的契約」という。）については、1年分の給付を受けた場合の対価に相当する額をもつて予定価格とする。）

ウ 役務の提供

エ 委託（継続的契約（電子計算組織へのデータ入力業務の委託契約を除く。）を除く。）

オ 工事及び製造の請負

カ 財産の売り払い

(4) 令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（母子福祉団体及びこれに準ずる者の事業に使用される者からの役務の提供を受ける契約を除く。）。ただし、1件の予定価格の総額が30万円以上の契約に限る。

(5) 別に区長が指定する契約（随意契約によるものに限る。）

一部改正〔昭和60年規則14号・63年22号・平成6年91号・11年14号・15年17号・16年1号・18年26号・25年68号〕

第10章 補則

（競争に参加させないことができる者についての通知）

第66条 課長又は所長は、その所管に属する事務・事業に係る契約に関し、令第167条の4第2項各号（令第167条の11第1項及び第167条の14において準用する場合を含む。以下本条において同じ。）の一に該当すると認められる者があつたときは、次の各号に掲げる事項を詳細に記載した書面により総務部長に通知しなければならない。

(1) 令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者の住所、氏名（法人にあつては法人名、代表者名）、業種及び経営の状況

(2) 令第167条の4第2項各号の該当条項及びその事実の詳細

(契約解除等の通知)

第67条 契約の解除及び保証金の没収は、書面により行うものとする。

(契約事務の記録整理)

第68条 第65条の規定により課又は所において処理する契約に関する事務については当該課又は所の課長又は所長が、その他の契約に関する事務については総務部庁舎管理・契約課長が、それぞれ契約台帳(電磁的記録によるものを含む。)を備え、契約に関する事務の処理について必要な事項を記録し、整理しなければならない。

2 前項の契約台帳のうち区長が別に定める契約に係る契約台帳の様式は、別記様式のとおりとする。

一部改正〔平成8年規則20号・15年17号・18年26号・27年21号〕

(様式)

第69条 前条第2項に定めるもののほか、この規則の施行について必要な様式は、電子計算組織の利用によるものとする。

追加〔平成15年規則17号〕

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都板橋区契約事務規則(昭和39年板橋区規則第5号。以下「旧規則」という。)の規定に基づき締結した契約で、この規則の施行の日までにその給付の完了していないものについては、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定に基づき作成された様式の用紙で、この規則施行の際残存しているものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 入札保証金に係る第9条の規定の適用について、インターネット公有財産売却システム(インターネットを利用して行う公有財産の売払いに関する情報処理システムをいう。)による一般競争入札を行うときは、同条中「その者の見積る契約金額(単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上」とあるのは、「予定価格(単価による入札にあつては、予定価格に予定数量を乗じて得た額とする。)の100分の3以上」とする。

追加〔平成25年規則64号〕、一部改正〔平成26年規則1号〕

付 則 (昭和54年10月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和55年3月29日規則第21号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則 (昭和56年3月25日規則第15号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則 (昭和57年3月31日規則第20号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則 (昭和57年10月1日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月31日規則第12号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和58年6月30日規則第28号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則 (昭和59年4月13日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年10月15日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年3月30日規則第14号)

改正

昭和62年3月22日規則第19号

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年5月31日規則第33号)

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。(後略)

付 則 (昭和61年9月11日規則第58号)

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則 (昭和62年3月31日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(東京都板橋区契約事務規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 東京都板橋区契約事務規則の一部を改正する規則(昭和60年板橋区規則第14号)の一部を次のように改正する。

次のよう(省略)

付 則 (昭和63年3月31日規則第22号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年3月31日規則第20号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年12月26日規則第59号)

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月17日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月22日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
付 則 (平成5年3月16日規則第12号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
付 則 (平成6年4月12日規則第45号)

この規則は、平成6年4月13日から施行する。

付 則 (平成6年12月12日規則第91号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

付 則 (平成7年3月31日規則第29号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区契約事務規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則 (平成8年3月28日規則第20号)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区契約事務規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則 (平成9年3月28日規則第16号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月25日規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月24日規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成13年3月26日規則第24号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月13日規則第17号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都板橋区契約事務規則に基づいて作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則 (平成16年1月20日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月26日規則第17号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月7日規則第7号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成18年3月31日規則第26号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第24号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月18日規則第37号)

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都板橋区契約事務規則第44条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年3月21日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成20年11月28日規則第78号)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都板橋区契約事務規則第44条の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成21年7月15日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年3月5日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年3月31日規則第20号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月3日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月6日東京都板橋区規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日東京都板橋区規則第24号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)
付 則 (平成25年2月15日東京都板橋区規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成25年3月29日東京都板橋区規則第36号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
付 則 (平成25年8月29日東京都板橋区規則第64号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則 (平成25年10月2日東京都板橋区規則第68号)
この規則は、平成25年11月1日から施行する。
付 則 (平成26年2月7日東京都板橋区規則第1号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都板橋区契約事務規則第19条の規定は、履行期限が平成26年4月1日以後の契約について適用し、履行期限が同日前の契約については、なお従前の例による。
付 則 (平成27年3月31日東京都板橋区規則第21号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第34条・第38条関係)

1 工事又は製造の請負	1,300,000円
2 財産の買入れ	800,000円
3 物件の借入れ	400,000円
4 財産の売払い	300,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000円

追加〔昭和57年規則36号〕、一部改正〔平成13年規則24号〕
別記様式

